



平成 18 年 5 月 11 日

各 位

会社名 株式会社新川
代表者名 代表取締役社長 上原 宏一
(コード番号 6274 東証第 1 部)
問合せ先 取締役経営企画部長 田辺 哲也
(TEL . 042 - 560 - 4848)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 11 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 48 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 . 定款変更の目的

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されることに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 単元未満株主の権利制限(第 11 条) 参考書類等のインターネット開示(第 17 条) 議決権代理行使の代理人の数(第 19 条) 書面取締役会制度(第 27 条) 社外取締役および社外監査役の責任限定契約(第 28 条、第 35 条)を定めるものであります。
- (2) 定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。
- (3) 旧商法および旧商法特例法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、併せて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。
- (4) 上記変更に伴い、条数の繰り下げ等を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおり（変更事項には実線にて下線を付記）であります。

なお、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成 17 年法律第 87 号）により定款に定めがあるものとみなされる事項について、条文の新設、変更、所要の文言の整備等も下表に記載（破線にて下線を付記）しております。

現行定款	変更案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
<p>（商号） 第 1 条 当社は、株式会社新川と称し、英文では SHINKAWA LTD. と表示する。</p> <p>（目的） 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 半導体及びその他の電子部品を応用した電子機器の製造、販売 2. 半導体及びその他の電子部品を応用した精密機器の製造、販売 3. 前各号に附帯する一切の業務</p> <p>（本店の所在地） 第 3 条 当社は、本店を東京都武蔵村山市に置く。</p> <p>（新設）</p> <p>（公告の方法） 第 4 条 当社の公告は、<u>東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。</u></p>	<p>（商号） 第 1 条 当社は、株式会社新川と称し、英文では SHINKAWA LTD. と表示する。</p> <p>（目的） 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 半導体およびその他の電子部品を応用した電子機器の製造、販売 2. 半導体およびその他の電子部品を応用した精密機器の製造、販売 3. 前各号に附帯する一切の業務</p> <p>（本店の所在地） 第 3 条 当社は、本店を東京都武蔵村山市に置く。</p> <p><u>（機 関）</u> 第 4 条 <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u> (1)取締役会 (2)監査役 (3)監査役会 (4)会計監査人</p> <p>（公告方法） 第 5 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する<u>方法により行う。</u></p>
第 2 章 株式	第 2 章 株式
<p>（発行する株式の総数） 第 5 条 当社の発行する株式の総数は、80,000,000 株とする。 <u>ただし、株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式数を減ずる。</u></p>	<p>（発行可能株式総数） 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、80,000,000 株とする。 （削除）</p>

現行定款	変更案
<p>(自己株式の買受け) 第6条 当社は、取締役会の決議により、<u>自己の株式を買受けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式数) 第7条 当社の1単元の株式数は、100株とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(9条を移設)</p> <p>(単元未満株式の買増し) 第8条 単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式の数と併せて<u>1単元の株式の数となるべき数の単元未満株式を売渡すべき旨を当会社に請求することができる。</u> 2. 前項の請求があった場合において、当会社が売渡すべき数の株式を有しないときは当社は前項の請求に応じないことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(自己株式の取得) 第7条 当社は、取締役会の決議によつて<u>市場取引等により、自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数) 第8条 当社の1単元の株式数は、100株とする。</p> <p>(株券の発行) 第9条 <u>当社は株式に係る株券を発行する。</u> 2. <u>前項の規定にかかわらず、当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>(単元未満株主の売渡請求) 第10条 単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式の数と併せて<u>単元株式数となる数の株式を売渡すこと(以下「買増し」という。)を当会社に請求することができる。</u> 2. 前項の請求があった場合において、当会社が売渡すべき数の株式を有しないときは、当社は前項の請求に応じないことができる。</p> <p>(単元未満株主の権利制限) 第11条 <u>当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> (1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> (2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> (3) <u>募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> (4) <u>前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利</u></p>

現行定款	変更案
<p>(単元未満株券の不発行) 第9条 当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</p> <p>(株式取扱規則) 第10条 当社の株券の種類並びに株式の名義書換、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式に関する取扱い及びその手数料は取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p>(名義書換代理人) 第11条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。 2 . 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 3 . 当社の株主名簿、実質株主名簿並びに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(基準日) 第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2 . 前項のほか、必要ある場合には、取締役会の決議により、あらかじめ2週間前に公告のうえ臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>(9条2項へ移設)</p> <p>(株式取扱規則) 第12条 当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよびその手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p>(株主名簿管理人) 第13条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 . 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 3 . 当社の株主名簿、実質株主名簿ならびに株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(基準日) 第14条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2 . 前項のほか、必要ある場合には、取締役会の決議により、あらかじめ2週間前に公告のうえ臨時に基準日を定めることができる。</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 <u>当社の</u>定時株主総会は、毎決算期日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合にこれを招集する。</p> <p>(招集者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役社長が招集し、その議長となる。 2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役が<u>これにあたる</u>。</p> <p>(新設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。 2. <u>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は、当社の他の議決権ある株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合代理人は、代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第15条 定時株主総会は、<u>毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</u></p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第16条 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役社長が招集し、その議長となる。 2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役が<u>株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示)</p> <p>第17条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第18条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2. <u>会社法第309条第2項に定める特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第19条 株主は、当社の他の議決権ある株主1名を代理人として議決権を行使することができる。この場合代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p>

現行定款	変更案
<p>(議事録) <u>第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役が記名押印又は電子署名をして、これを当会社に保存する。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(定員) 第18条 当社の取締役は15名以内とする。</p> <p>(選任) 第19条 当社の取締役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期) 第20条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(役付取締役及び代表取締役) 第21条 取締役会の決議により、取締役社長1名を置く。</p> <p>2. 業務の遂行のため必要があるときは、取締役会長1名、取締役副会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名をおくことができる。</p> <p>3. 代表取締役は、取締役会の決議をもって定める。</p> <p>(報酬) 第22条 取締役の報酬は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p>	<p>(議事録) 第20条 株主総会における議事については、<u>法令で定めるところにより、議事録を作成する。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(定員) 第21条 当社の取締役は15名以内とする。</p> <p>(選任) 第22条 当社の取締役は、株主総会において、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p> <p>2. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期) 第23条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(役付取締役および代表取締役) 第24条 取締役会の決議により、取締役社長1名を置く。</p> <p>2. 業務の遂行のため必要があるときは、取締役会長1名、取締役副会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名をおくことができる。</p> <p>3. 代表取締役は、取締役会の決議をもって定める。</p> <p>(報酬等) 第25条 取締役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会規則) 第23条 取締役会の招集、議長、決議方法及び議事録については、取締役会の定める取締役会規則による。 2. 取締役会に関するその他の事項は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会規則による。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(定員) 第24条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(選任) 第25条 当社の監査役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>(任期) 第26条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 補欠として選任された監査役の任期は、</p>	<p>(取締役会規則) 第26条 取締役会の招集、議長、決議方法及び議事録については、取締役会の定める取締役会規則による。 2. 取締役会に関するその他の事項は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会規則による。</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第27条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>(社外取締役との責任限定契約) 第28条 当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(定員) 第29条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(選任) 第30条 当社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>(任期) 第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任し</p>

現行定款	変更案
<p>退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(常勤監査役) 第27条 監査役は、その互選により常勤監査役1名以上を定める。</p> <p>(報酬) 第28条 監査役の報酬は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>(監査役会規則) 第29条 監査役会の招集、議長、決議方法及び議事録については、監査役会の定める監査役会規則による。 2. 監査役会に関するその他の事項は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会規則による。</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>(営業年度) 第30条 当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、その末日を決算期日とする。</p> <p>(利益配当金) 第31条 当会社の利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主、登録質権者又は信託財産の受託者に支払う。</p>	<p>た監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役) 第32条 監査役会は、その決議により監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> <p>(報酬等) 第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によりこれを定める。</p> <p>(監査役会規則) 第34条 監査役会の招集、議長、決議の方法および議事録については、監査役会の定める監査役会規則による。 2. 監査役会に関するその他の事項は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会規則による。</p> <p>(<u>社外監査役との責任限定契約</u>) 第35条 当会社は、社外監査役との間で、<u>会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>(事業年度) 第36条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(期末配当金) 第37条 当会社は、<u>株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主、登録株式質権者または信託財産の受託者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(中間配当金) <u>第32条</u> 当社は、取締役会の決議により毎年9月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主、登録質権者又は信託財産の受託者に対して、<u>中間配当(商法第293条ノ5の規定による金銭の分配をいう。以下同じ。)</u>を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間) <u>第33条</u> 利益配当金及び中間配当金は、その支払開始日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</p>	<p>(中間配当金) <u>第38条</u> 当社は、取締役会の決議によつて、毎年9月30日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主、登録株式質権者または信託財産の受託者に対し、<u>会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)</u>をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間) <u>第39条</u> 期末配当金及び中間配当金は、その支払開始日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</p>

3. 日程

平成18年6月29日開催予定の第48回定時株主総会の決議によって変更するものであります。

以 上